

湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 9 月 3 日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町条例第 17 号

湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
湯河原町公営企業の設置等に関する条例（昭和43年湯河原町条例第5号）
の一部を次のように改正する。
第5条に次の2項を加える。
3 法第14条の規定に基づく附属機関の設置については、法律若しくはこれに
基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、別表に掲げる附属機関を置く。
4 前項に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項は、町長が別に定
める。
附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

附属機関	設置目的	委員の定数
湯河原町上下水道経営 審議会	水道事業及び下水道事業の運営に 関する事項につき、町長の諮問に応 じて調査審議し、その結果を報告 し、及び必要と認める事項について 意見を具申すること。	10人以内

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
2 湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年
湯河原町条例第7号）の一部を次のように改正する。
別表学校運営協議会の項の次に次のように加える。

湯河原町上下水道経営審議会	会長	日額 12,000円
	委員	日額 10,000円